

齋藤紀彦

(1) 今年4月17日にNHKとテレビ朝日が自民党に呼び出され、事情聴取を受けました。このことに関連したNHKの対応について質問をします。

NHKが呼ばれた理由は「クローズアップ現代」のやらせ疑惑でした。やらせ疑惑につきましては、調査委員会による調査報告書が4月28日に出されています。私の質問は、「クローズアップ現代」の内容ではなく、時の政権与党からの放送内容についての事情聴取のための呼び出しにNHKが応じたことの是非についてです。

自民党が呼び出した理由は、放送内容が、放送法に違反した疑いがあるから、つまり、放送法第4条第3項の「報道は事実をまげないですること」に違反しているのではないかと、いうものでした。

ところで、放送法の目的は第1条第2項に「放送の不偏不当、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」とされています。放送局が自らを律することで、権力の介入を防ぎ「表現の自由」を確保しようとするものです。さらに、第3項で、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又規律されることがない」とより明確に規定されています。

自民党は、「法律に定める権限」を持ちませんから、放送局・放送内容に干渉することはできないはずです。自民党の事情聴取は放送法に違反しているというべきであると思います。

実際、当時4月17日直後の主要新聞各社は、この問題について、社説で取り上げています。例えば読売では、「放送免許の許認可権は総務省が持っている。意見聴取は政権側による「圧力」や「介入」との疑念を持たれかねない。」とし、毎日では「放送は自主・自律が原則であり、放送局を萎縮させるような政治介入は控えなければならない」と主張しました。

そこで、今日ご列席の執行部、経営委員の方々に質問致します。堂元様は、この問題では、自民党の事情聴取に出向かれた当事者であり、また、後の調査委員会の委員長として調査結果を取りまとめられました。先ほど、私は放送法の一部を引用して、自民党の事情聴取は放送法に違反していると言いましたが、これに対しての堂元様のお考えをお聞かせいただきたい。自民党がこのような呼び出しを行ったことの是非と、NHKがこれを受けたことの是非について、放送法に照らしてどのようにお考えかを伺いたい。

次に経営委員の方には、この問題について、経営委員会が何らかの検討、そして検討結果の公表をされたかどうかお聞きしたい。結果の公表はなかったとしても、内部で何らかの議論がなされたのかどうか、議論がなされたということならばその内容を、議論がなされなかったとすれば、その理由をお聞かせいただきたい。本日の語る会の冒頭に、経営委員会の役割には、「会長以下NHK

執行部の役員の業務の監督」があると説明されました。放送内容について、政権与党の介入が疑われるような、きわめて重大な問題について、執行部がどう対処するかは、経営委員会として重要な問題と考えます。

(2) 新聞に“首相の動静”欄があり時々見えています。

6月24日夜の首相の動静は、東京・銀座の日本料理店で、主要マスコミの編集委員とか解説委員との会食と報道されていまして、そのメンバーにNHK島田敏男解説副委員長の名前が出ていました。過去にも何度か島田敏男さんのお名前が出ておりました。このことについて質問致します。

はじめに、事務的なことをお聞きしたいと思います。まず首相との会食懇談は、首相側あるいは官邸から何らかの案内が来ると思われますが、それはNHKに来るのでしょうか、それとも島田解説委員個人宛に来るものなのでしょうかということです。前者であれば、NHKのしかるべき部署で、会食懇談に参加するかどうか検討され、参加する場合にはその人選がなされると思われますが、その場合どのような検討がなされるのか？後者であれば島田解説委員個人の判断だけで参加を決めているのか、あるいは、島田解説委員がしかるべき部署に許可を得て参加しているのかどうかということをお伺いしたい。

一般的に、「自主・自律」であるべき公共放送NHKの幹部と政権トップとの会食・懇談は好ましくないという批判があると思いますが、経営委員会として、これまでこのような批判にどのように対処してきたかをお尋ねしたい。会食・懇談を是としてきたのであれば、その理由・見解をお聞かせいただきたい。もし何も議論してこなかったということである場合、この問題（首相との会食・懇談に参加することの是非）は、経営委員会が関わりを持たなくていい問題なのかどうか。お伺いしたい。経営委員会の役割の中に、「会長以下、NHK執行部の役員の業務の監督」ということがあると、今日、冒頭に説明がなされました。

私は一視聴者として、公共放送の「自主・自律」という観点から、NHK幹部は政権トップとの会食・懇談には参加すべきでないと考えます。このことにつきまして経営委員会の見解を是非ともお聞かせいただきたい。この場でお答えをいただけないならば、持ち帰って経営委員会としてご検討いただき、何らかの形で（例えば、今日の語る会の議事録に、追加的に記載する）見解をお示しいただきたい。

(2) 今年4月17日にNHKとテレビ朝日が自民党に呼び出され、事情聴取を受けました。このことに関連したNHKの対応について質問をします。

NHKが呼ばれた理由は「クローズアップ現代」のやらせ疑惑でした。やらせ疑惑につきましては、調査委員会による調査報告書が4月28日に出されています。私の質問は、「クローズアップ現代」の内容ではなく、時の政権与党からの放送内容についての事情聴取のための呼び出しにNHKが応じたことの是非についてです。

自民党が呼び出した理由は、放送内容が、放送法に違反した疑いがあるから、つまり、放送法第4条第3項の「報道は事実をまげないですること」に違反しているのではないか、というものでした。

ところで、放送法の目的は第1条第2項に「放送の不偏不当、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」とされています。放送局が自らを律することで、権力の介入を防ぎ「表現の自由」を確保しようとするものです。さらに、第3項で、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又規律されることがない」とより明確に規定されています。

自民党は、「法律に定める権限」を持ちませんから、放送局・放送内容に干渉することはできないはずで、自民党の事情聴取は放送法に違反しているというべきであると思います。

実際、当時4月17日直後の主要新聞各社は、この問題について、社説で取り上げています。例えば読売では、「放送免許の許認可権は総務省が持っている。意見聴取は政権側による「圧力」や「介入」との疑念を持たれかねない。」とし、毎日では「放送は自主・自律が原則であり、放送局を萎縮させるような政治介入は控えなければならない」と主張しました。

そこで、今日ご列席の執行部、経営委員の方々に質問致します。堂本様は、この問題では、自民党の事情聴取に出向かれた当事者であり、また、後の調査委員会の委員長として調査結果を取りまとめられました。先ほど、私は放送法の一部を引用して、自民党の事情聴取は放送法に違反していると言いましたが、これに対しての堂本様のお考えをお聞かせいただきたい。自民党がこのような呼び出しを行ったことの是非と、NHKがこれを受けたことの是非について、放送法に照らしてどのようにお考えかを伺いたい。

次に経営委員の方には、この問題について、経営委員会が何らかの検討、そして検討結果の公表をされたかどうかお聴きしたい。結果の公表はなかったとしても、内部で何らかの議論がなされたのかどうか、議論がなされたということならばその内容を、議論がなされなかったとすれば、その理由をお聞かせいただきたい。本日の語る会の冒頭に、経営委員会の役割には、「会長以下NHK執行部の役員業務の監督」があると説明されました。放送内容について、政権与党の介入が疑われるような、きわめて重大な問題について、執行部がどう対処するかは、経営委員会として重要な問題と考えます。以上